# 福祉用具

- (介護予防) 福祉用具貸与
- •特定(介護予防)福祉用具販売



# 目次

- ① 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入 【福祉用具貸与、特定福祉用具販売】…P.3
- ② モニタリング実施時期の明確化 【福祉用具貸与】…P.4
- ③ モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付 【福祉用具貸与】…P.5
- ④ 福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会を踏まえた対応 【福祉用具貸与、特定福祉用具販売】…P.6

# ①一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入 (福祉用具貸与、特定福祉用具販売)

#### 概要

【福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用 者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入する。具体的には、要介護度に関 係なく給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられる者の割合が相対的に高 い、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉づえを除く)及び多点杖を対象とする。【告示改正】
- 福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、貸与と販売の選択制の導入に伴い、以下の対応を行う。
  - ア 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員(※)が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととするとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこととする。【省令改正、通知改正】
    - ※ 介護支援専門員については、居宅介護支援及び介護予防支援の運営基準の解釈通知を改正。
  - イ 福祉用具貸与について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月 以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととする。【省令改正】
  - ウ 特定福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用 具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することとする。また、利用者等からの要請等に 応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等 (メンテナンス)を行うよう努めることとする。【省令改正】

#### 【貸与と販売の選択に伴う判断体制・プロセス】

- 選択制の対象福祉用具の提供に当たり、福祉用具専門相談員又は 介護支援専門員は、利用者に対し、以下の対応を行う。
- 貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明
- ・ 利用者の選択に当たって必要な情報の提供
- 医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案







#### 【貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等】

#### <貸与後>

※ 福祉用具専門相談員が実施

・利用開始後少なくとも6月以内に一度モニタリングを実施し、貸与継 続の必要性を検討

#### <販売後>

- 特定福祉用具販売計画の目標の達成状況を確認
- ・ 利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要 な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める
- 商品不具合時の連絡先を情報提供



# ②モニタリング実施時期の明確化 (福祉用具貸与)

## 概要

【福祉用具貸与★】

○ 福祉用具貸与のモニタリングを適切に実施し、サービスの質の向上を図る観点から、福祉用具貸与計画の記載事 項にモニタリングの実施時期を追加する。【省令改正】

## 基準

#### <現行>

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用 具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的な サービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作 成しなければならない。

## <改定後>

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握(モニタリング)を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。



## ③モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付 (福祉用具貸与)

## 概要

【福祉用具貸与】

○ 福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具専門相談員が、モニタリングの結果 を記録し、その記録を介護支援専門員に交付することを義務付ける。【省令改正】

## 基準

#### <現行>

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

#### <改定後>

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、 当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握(モニタリン グ)を行うものとする。

福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し 当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作 成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならな い。

福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、 必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものと する。

※ 介護予防福祉用具貸与に同趣旨の規定あり



## ④福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会を踏まえた対応 (福祉用具貸与、特定福祉用具販売)

## 概要

【福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★】

○ 介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会において取りまとめられた対応の方向性を踏まえ、 福祉用具の安全利用の促進、サービスの質の向上及び給付の適正化の観点から、福祉用具に係る事故情報のインター ネット公表、福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し、介護保険における福祉用具の選定の判断基準の見 直しや自治体向けの点検マニュアルの作成等の対応を行う。

## 算定要件等

○ 介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会において、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点から、福祉用具の貸与・販売種目のあり方や福祉用具貸与・販売に関する諸課題について検討を行い、対応の方向性が取りまとめられた。これを踏まえ、必要な対応を行う。

#### <介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会取りまとめ(概要)>

- 安全な利用の促進
  - 福祉用具貸与事業所向けの「事故報告様式」及び「利用安全の手引き」の活用促進
  - ・ 福祉用具の事故及びヒヤリ・ハット情報に関するインターネット上での公表 等
- サービスの質の向上
  - ・ 福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し
  - ・ 現に従事している福祉用具専門相談員に対する研修機会及びPDCAの適切な実践に関する周知徹底 等
- 給付の適正化
  - 「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」の見直し(新たな福祉用具の追加、医療職を含む多職種や自治体職員等の幅広い関係者で共有できる内容とする観点からの見直し)

P.6

・ 自治体職員等によるチェック体制の充実・強化を図るための自治体向け点検マニュアルの作成 等